

環境基本計画について

- ・環境基本法第15条に基づき、政府全体の環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱を定める計画。
- ・これまで、1994年(一次)、2000年(二次)、2006年(三次)、2012年(四次)に策定。
- 毎年、計画に基づく施策の進捗状況に関する点検を行っている。直近では2016年に実施し、11月に閣議に報告。
- ・国際面、国内面の社会経済や環境問題の状況の変化を踏まえ、中央環境審議会での議論を経て第四次計画の見直しを実施。

国際情勢の変化

- ・国連が「持続可能な開発目標」(**SDGs**)を含む「2030アジェンダ」を採択(2015年9月)
- ・COP21で「パリ協定」が採択(2015年12月)、発効(2016年11月)
- ・人口増大、都市への人口集中により環境問題が深刻化

国内情勢の変化

- ・人口減少・高齢化、都市へ人口集中→地方の衰退
- ・地方の衰退により耕作放棄地の拡大、森林管理の担い手不足の深刻化、急速な地球温暖化→自然災害による被害拡大の一因
- ・IoT(モノのインターネット)、AI(人工知能)等の急速な普及に伴い、従来の大量生産・消費・廃棄型の社会経済構造が転換する可能性

第四次計画策定後の各分野の進展

- ・地球温暖化対策計画(2016年)
- ・長期低炭素ビジョン(2017年3月予定)
- ・循環型社会形成推進基本計画(2013年)
- ・生物多様性国家戦略(2012年)　など

第四次計画の成果と課題

全体として取組は概ね進捗したが、以下の課題が存在。

- ・環境・経済・社会の統合的向上の具体的道筋が不明確
- ・各分野の計画と環境基本計画との関係が不明確

第五次環境基本計画の策定

第五次計画の基本的考え方(案)

(1) **国際・国内情勢等に的確に対応したビジョンづくり**
普遍的な理念は維持した上で、国際情勢の変化を的確に捉え、それを踏まえた国内対策の発展を促す**ビジョン**を提示

(2) SDGsの考え方の反映

複数の目標の統合的な解決を特徴の1つとするSDGsの理念に則して環境基本計画を見直し。計画に基づく施策の幅を広げることにより、現実の課題解決に向けSDGsをどのように活用するかを示す

(3) 環境・経済・社会の統合的向上等に向けた取組の具体化

環境政策を推進力として社会・経済の課題を「同時解決」。技術だけでなく社会・経済システムのイノベーションを達成。2014年の中環審意見書の内容も踏まえ、例えば地方に着目し、マルチベネフィットの絵姿を積極的に提示

(4) 個別分野の行政計画を踏まえた重点分野の設定

分野横断的な課題への対応を重点的に記載

今後のスケジュール(予定)

- | | |
|------------|------------------|
| 2017年2月28日 | 中央環境審議会に諮問 |
| 2017年8~9月 | 中間とりまとめ |
| 2018年3~4月 | 中央環境審議会より答申・閣議決定 |